



政治の読み方¹⁴⁰

武田 文彦
Takeda Fumihiko

【共謀罪】

懲りもせず政府が東京五輪・パラリンピックを口実に、「共謀罪」をつくろうと動いています。「共存知のように共謀罪は、実行ではなく共謀の段階で逮捕・拘禁が可能となる法律です。日弁連の

共謀罪法案対策本部事務局長を務める山下幸夫弁護士は「現在では『悪い考え』ではなく『悪い行為』を罰するのが基本原則だが、重大犯罪は例外として、未遂よりも前の予備や共謀の段階で処罰できるようにする」と話し、副本部

長の海渡雄一弁護士は「広範な共謀罪ができると、心の中で考えたことに誰かが合意すれば犯罪が成立してしまう」と懸念を示したと『東京新聞』（10月3日付）も報じています。

共謀罪創設のきっかけとなったのは、2000年11月、国連総会が「国際組織犯罪防止条約」が採択、テロや組織犯罪の防止などを目的に、共謀罪の設置を義務づけ

治安維持法とも通低する 剥き出しの権力者の本能

たことです。しかし、これまでに関連法案が3回提出されたものの、世論の強い反発から廃案を繰り返してきたという経緯があります。

ところが政府はこの夏、「共謀罪」の構成要件を一部変更して名称を「テロなど組織犯罪準備罪」に変え、9月召集の臨時国会への法案提出を目論んだのです。公明党が難色を示し、臨時国会への提出は見送られました。いやはや、共謀罪創設にかける自民党の執念

には凄まじいものがあります。

市民弾圧法

共謀罪という「心の中で行われる犯罪」を検挙して容疑を裏づけるのは、誰がどう考えても容易なことではありません。たとえば殺人事件の場合なら、死体と、犯行に使われた凶器、指紋などの物証が出てくれば犯罪事実を立証することは可能でしょう。しかし共謀

の事実を立証するには、共謀の現場を押えるだけでは不十分で、疑者が言い逃れできない資料、文書や音声・映像などのデータが存在しなければなりません。そうした証拠を確保するために、監視の強化、電話やメールの通信傍受や盗聴、密告・垂れ込みの奨励、親書の密やかな開封検閲、あるいは

の事実を立証するには、共謀の現場を押えるだけでは不十分で、疑者が言い逃れできない資料、文書や音声・映像などのデータが存在しなければなりません。そうした証拠を確保するために、監視の強化、電話やメールの通信傍受や盗聴、密告・垂れ込みの奨励、親書の密やかな開封検閲、あるいは

はできないはずだからです。

戦前の治安維持法で壊滅させられた共産党は、さすがに政府の底意を見抜いています。8月28日付の『赤旗』は、「テロ対策口実の『市民弾圧法』と大きく見出しを打ち、こう記しました。

《今回の罪名は「テロ等組織犯罪準備罪」。「テロ」という言葉を冠しています。しかし、条文を見ると処罰の対象は、「4年以上の懲役もしくは禁固の刑が定められている罪を実行」する「組織的犯罪集団」とされており、「テロ」とは関係なく広範に罰することができるとなっています。（中略）政府側の発表では罪類は600を超え、その中には道路交通法や、公職選挙法や果ては万引きやキセル乗車のような凶悪とはいえないものまで含まれています。（中略）これまでの共謀罪では犯罪を実行する「団体」が取り締まり対象とされ、市民団体や労働組合も対象になるのではないかと強い批判がありました。そこで今回は「組織的犯罪集団」が対象とされています。しかしその認定は捜査当局が行うので、解釈次第でいく

らでも対象を拡大することが可能です。今回の政府案では、共謀に加えて、犯罪を実行するために資金や物品を取得する「準備行為」が行われていることが犯罪構成要件となつています。しかし、条文には「その他」という文言が盛り込まれており、これも捜査当局の考え一つで拡大することもできます。共謀罪の導入は、政府が2000年に署名したテロや麻薬対策のための「国際組織犯罪防止条約」の締結に向けた国内法整備の一環として必要だと宣伝されています。しかし日本弁護士連合会の調査によると、共謀罪の制定は締結の絶対条件ではありません。その国の法制度のままでも批准している国がほとんどです。日本には、重大犯罪に限って例外的に陰謀罪が8、共謀罪が15、予備罪が40、準備罪が9も制定されています。テロ防止に必要な銃器の規制でも厳しく規制されています。これらの点から見ても条約批准は現行でも充分可能です。

長い引用になりましたが、これで分かる通り、共謀罪を新設する必要などないのです。しかし自民党は、野党や公明党の抵抗を受

けて渋々修正を加えつつ、法案成立に執念を燃やしています。

政権を掌握する自民党は警察、検察を実効支配し、最高裁判所の裁判官の人事も握っています。反対派に譲歩して法案を修正しても、それは見せかけで、いったん共謀罪が成立してしまえば、拡大解釈はお手の物です。

なにしろ法案の成立を急ぐ推進政権の最高責任者は、安倍総理です。憲法9条を（共産党が心配する拡大解釈でなく）反対解釈した人です。さらに信じられないことに、衆参の与党議員たちも安倍総理にならって自分たちの考えを変えてしまったのです。こういうことができる政権に共謀罪をつくらせてしまったら、自民党が目指す戦前回帰型政治への変革をますます促進させてしまおうでしょう。

戦後は終わり、戦前が始まる

共謀罪で思い出すのは戦前の日本の治安維持法です。どんな法律だったのか、ここで条文を記しておきたいと思います。

治安維持法(昭和16年法律54号)

第一章 罪

第一条 国体ヲ変革スルコトヲ

目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役若ハ禁固ニ処シテ知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ処ス

三条ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス

五条 第一条乃至第三条ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議若ハ煽動ヲ為シ又ハ其ノ目的タル事項ヲ宣伝シ其ノ他其ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス(以下略)

第二条 前条ノ結社ヲ支援スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ五年以上ノ懲役ニ処シテ知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス

いかがでしょう。権力者は慰安維持を名目に、自分たちに抵抗・反抗する者を監視し、管理し、利用し、支配し、効率的で目的的な統治をしようとします。そうした権力者の本능がむき出しになっているのが治安維持法なのです。この治安維持法は第3条で「組織を準備すること」も処罰の対象にし、第5条で「実行」ではなく「協議した段階で罰する」と規定しています。まさに共謀罪の意図に通じるものがあります。戦前の支配構造へ憧憬が、共謀罪への執着となつたのだと私は思うのです。

第四条 前三条ノ目的ヲ以テ集團ヲ結成シタル者又ハ集團ヲ指導シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処シ前三条ノ目的ヲ以テ集團ニ参加シタル者又ハ集團ニ関シ前

目的ヲ以テ集團ニ参加シタル者又ハ集團ニ関シ前

（リンカーンクラブ代表）